

(趣旨)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項の規定に基づき、守山市スポーツ推進計画(以下「計画」という。)を策定し、計画を円滑に推進するため、守山市スポーツ推進計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、委員18人以内で組織し、委員は、市長が次の各号に掲げる者のうちから委嘱し、または任命するものとする。

- (1) 学識経験者
 - (2) 守山市教育委員会
 - (3) スポーツ関係団体
 - (4) 守山市スポーツ推進委員
 - (5) 自治会関係者
 - (6) 守山市健康推進員
 - (7) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会長および副会長)

第4条 協議会には、会長および副会長を各々1人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、議決は、出席委員の過半数の同意を必要とする。この場合において、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 会長が必要であると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償)

第6条 協議会の委員および会長の求めに応じて会議に出席した者に対して、予算の範囲内で報償を支払うものとする。ただし、公務で会議に出席した公務員には報償は支払わない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、総合政策部スポーツ振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この告示は、令和3年6月9日から施行する。

第1章 計画の策定にあたって

■計画の位置づけ

スポーツ基本法第10条に基づく計画で、国の「スポーツ基本計画」、県の「滋賀県スポーツ推進計画」を踏まえるとともに、本市の上位計画である総合計画と整合を図るとともに、関連計画との連携を図り、本市のスポーツの基本的方向性を示すものです。

■計画の期間

令和4年度から令和8年度まで 5年間

■スポーツの定義

競技スポーツだけでなく、体力づくりや健康づくりなどスポーツの概念を幅広く捉えます。



第2章 第2期計画(平成23年度～令和3年度)の総括

■施策目標

スポーツを通じたすこやかまちづくりの構築

■数値目標の達成状況

	全体	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
H20	49%	30%	33%	41%	53%	62%	67%	—
R2	60%	58%	53%	49%	48%	65%	76%	48%

■基本方針の主な取組み

基本方針	主な成果
まちづくり・健康づくり	- 総合型地域スポーツクラブ全7学区設置完了 - 各学区にグラウンドゴルフ場設置 - ニュースポーツの普及啓発
ひとづくり	- 小学校教員体育科指導力向上事業を実施 - 外部指導者等の活用推進 - もりやまエコパーク交流拠点施設に温水プールを設置し、明富中学校水泳部創部
環境づくり	- 市民球場耐震改修、守山市民運動公園人工芝テニスコート、もりやまエコパーク交流拠点施設オープン - 公共施設予約システム導入 - 国スポ大会種目の競技力向上に向けて支援実施

■課題

- 40代、50代、80代のスポーツの実施率を高める必要がある。
- 運動やスポーツをほとんどしていない方へ、日常生活においてスポーツを通じた健康づくりをサポートする必要がある。
- 気軽に運動できる環境を整え「遊び」や「スポーツ」の実施を高める必要がある。
- 総合型地域スポーツクラブは全学区に設置したものの、「クラブ運営を担う人材」などを確保する必要がある。
- ウィズコロナ、アフターコロナを見据えたスポーツイベントのあり方を検討する必要がある。

第3章 計画の基本的な考え方

基本理念

「誰もが」「どこでも」「いつまでも」レッツスポーツ！
～『健康元気なまち』をめざして～

目標

成人各世代の週1回以上のスポーツや運動の実施率 65%以上

第4章 計画推進のための取組

柱1 ライフステージに応じたスポーツの推進

(1)子どものスポーツ推進

- 外遊びの推進
- キッズスクールの充実
- トップアスリートやパラアスリートとの交流
- スポーツ少年団の活動支援
- 親子で参加できるスポーツイベントの開催
- 元教員による体育科授業力向上事業の実施
- 外部指導者の活用による運動部活動の活性化



(2)成人のスポーツ推進

- 親子で参加できるスポーツイベントの開催
- 健康体操や簡単なトレーニングの紹介
- 日常における自転車利用の提案
- 市内ウォーキングコースの紹介
- 健康増進アプリ「BIWA-TEKU」の活用
- 健康診断の促進や体力測定の実施



(3)高齢者のスポーツ推進

- 守山百歳体操や守山健康のび体操などの紹介
- 市内ウォーキングコースの紹介
- 高齢者も気軽に参加できるスポーツイベントの充実
- 高齢者スポーツ大会の開催支援
- グラウンドゴルフや還暦野球などのシニアスポーツの推進



(4)障害者のスポーツ推進

- 障害者も気軽に参加できるイベントの充実
- 体育施設の利用支援
- パラスポーツ大会の開催支援
- 小学校でのパラスポーツの体験会の実施

柱3 スポーツを推進する人材の育成

(1)指導者の育成

- 指導者研修会の実施
- トップアスリートやパラアスリートとの交流

(2)スポーツを「ささえる」活動の推進

- スポーツ推進委員の確保
- スポーツボランティアの確保
- 県内外の大学生等による「ささえる」活動の推進



(3)アスリートの育成

- トップアスリートやパラアスリートによるスポーツ体験教室（国スポ・障スポ大会開催種目）の実施
- 市ゆかりのアスリートとの交流
- スポーツ顕彰の実施や激励金の交付

柱2 スポーツができる場の確保

(1)スポーツ環境の整備・充実

- 公共予約システムの導入
- 環境学習都市宣言記念公園、立入公園の施設整備
- 学校体育施設の開放
- 民間体育施設の活用に向けた連携の検討



(2)遊び場の確保

- 市民運動公園スポーツ広場の開放
- ボール遊び公園マップの作成
- 学校グラウンドの利活用検討
- 自然体験などの環境学習の推進

(3)自宅での運動の推進

- 健康体操や簡単なトレーニングの紹介
- ラジオ体操やストレッチの促進
- 生活の中での運動習慣の意識づけ



柱4 情報提供・発信の充実

(1)情報提供・発信の充実

- 市HPでの市内スポーツイベントの情報発信
- SNSによる情報発信
- 市ゆかりのアスリートの紹介



柱5 スポーツによるまちの活性化

(1)スポーツ関係団体との協力・連携

- プロスポーツ等の観戦機会の拡充
- スポーツ関係団体や大学と連携したスポーツイベントの実施
- 県内の大学や民間企業など連携機関の拡充検討



(2)地域スポーツの推進

- 総合型地域スポーツクラブへの活動支援
- 自治会でのスポーツ活動の推進
- 地域スポーツ活動の情報発信

(3)スポーツツーリズムの推進

- 大規模スポーツ大会の誘致・開催支援
- スポーツ合宿の受け入れ検討





第3期 守山市スポーツ推進計画

令和4年度～令和8年度



「誰もが」「どこでも」「いつまでも」レッツスポーツ！
～『健康元気なまち』をめざして～



令和4年3月
守山市

健康元気なまちをめざして

新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの生活やスポーツを取り巻く環境が大きく変化するなか、昨年は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、選手の活躍が国民に多くの夢や感動を与えてくれました。

スポーツに親しむことは、健康・体力の維持増進をはじめ、心身の健全な育成や地域コミュニティの活性化、共生社会の実現など様々な効果が期待され、ますますスポーツの果たす役割は大きくなっています。

本市では、平成 23 年度に策定した「第 2 期守山市スポーツ振興計画」の期間が終了することに伴い、本市のスポーツ推進のあらたな指針とする「第 3 期守山市スポーツ推進計画」を策定いたしました。

本計画では、競技スポーツだけでなく、体力づくりや健康づくりなどスポーツの概念を幅広く捉え、年齢や障害の有無にかかわらず、「誰もが」、「どこでも」、「いつまでも」スポーツや運動に親しむことができる『健康元気なまち』の実現に向け、子どもの外遊びの推進や働き世代・子育て世代の運動習慣づくり、高齢者の生きがいづくりなど様々な取り組みを進めて参ります。

さらに、令和 7 年度に滋賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向け、アスリートの育成や市民のスポーツに対する機運を高めて参ります。

今後のスポーツ推進を図る上では、関係する各団体の皆様と市民の皆様とともに連携して取り組んでいくことが不可欠であると考えております。今後ともご支援・ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜り熱心にご審議いただきました守山市スポーツ推進計画策定協議会の皆様をはじめ、関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

令和 4 年 3 月

守山市長 宮本 和宏

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	スポーツの定義	2
5	スポーツ推進の意義	2

第2章 第2期計画（平成23年度～令和3年度）の総括

1	第2期計画の概要	3
2	第2期計画の主な取組み	3
3	課題	5

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	6
2	基本目標	6
3	基本方針	6
4	基本方針体系	7

第4章 計画推進のための取組

1	ライフステージに応じたスポーツの推進	8
2	スポーツができる場の確保	12
3	スポーツを推進する人材の育成	15
4	情報提供・発信の充実	18
5	スポーツによるまちの活性化	19

第5章 計画の実現に向けて

1	計画の推進体制	22
---	---------	----

＝ 資料編 ＝

1	守山市スポーツ推進計画策定協議会設置要綱	23
2	守山市スポーツ推進計画策定協議会委員名簿	24
3	守山市スポーツの沿革	25
4	守山市スポーツ施設マップ	27

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

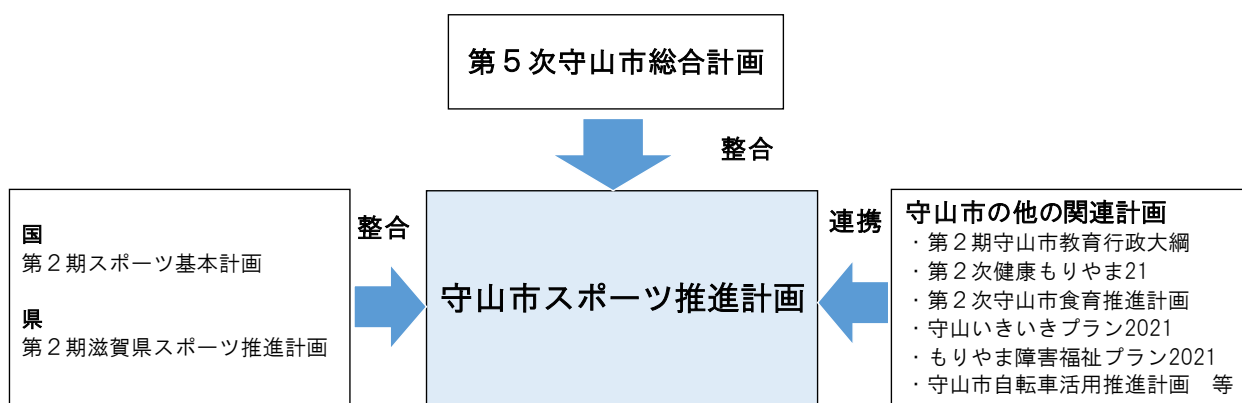
国では、「旧スポーツ振興法」を平成23年6月に全面改正し、今まで以上にスポーツの価値や意義、役割の重要性を盛り込んだ「スポーツ基本法」を新たに制定し、平成24年3月「スポーツ基本計画(平成24年～平成28年)」を策定、県においても平成25年3月に「滋賀県スポーツ推進計画(平成25年～平成29年)」を策定し、その後、平成29年3月に国、平成30年3月に県の計画がそれぞれ見直しをされているところです。

本市においても、平成16年6月に「第1期守山市スポーツ振興計画(平成16年～平成22年)」を策定、平成23年4月には「第2期守山市スポーツ振興計画(平成23年～令和2年・現行計画)」を策定し、計画的に本市のスポーツ振興を図っているところです。

今般、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが、どこでも、いつまでも運動やスポーツに親しむことができる「健康元気なまち」をめざし、「第3期守山市スポーツ推進計画」を策定します。

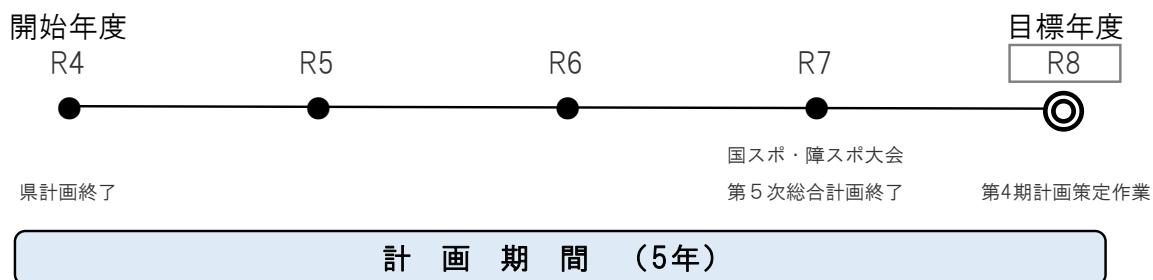
2 計画の位置づけ

本計画は、平成23年8月に施行されたスポーツ基本法第10条に基づく計画で、本市の最上位計画「第5次総合計画」を上位計画と位置づけ、国の「第2期スポーツ基本計画」や「第2期滋賀県スポーツ推進計画」を踏まえます。また、「第2期守山市教育行政大綱」「第2次健康もりやま21」など市の関連計画との連携を図り、本市のスポーツ推進の基本的な方向性を示すものです。



3 計画の期間

計画期間は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会(以下：国スポ・障スポ大会)終了後の情勢を反映するため、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間を計画期間とします。なお、特段の情勢変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。



4 スポーツの定義

市民がスポーツをより身近なものとして感じることができ、気軽に楽しむことができるよう、本計画では、スポーツの概念を幅広く捉えます。

具体的には、ルールに基づいて勝敗や記録を競う競技スポーツだけでなく、体力づくりのためのトレーニングや健康づくりのための徒歩や自転車による通勤、子ども同士の遊び、学校での体育活動、体操やヨガなどの身体活動、自然に親しむ野外活動なども含めて、本計画ではスポーツとして定義することとします。



競技スポーツ



体力づくり



健康づくり

5 スポーツ推進の意義

スポーツを推進することは、少子高齢化の進展や、コロナ禍により体を動かす機会が減少しているなか、子どもの心身の健全育成や体力の向上、生活習慣病予防による医療費・介護費の抑制、メンタルの安定、誰もが互いに尊重し支えあう共生社会の実現、多世代交流や地域間交流による地域コミュニティの活性化、地域経済の活性化等の効果も期待されます。また、本計画の推進は、持続可能な開発目標 (SDGs) と関連する目標 (3・17) の達成に資するものとして位置づけます。



第2章 第2期計画（平成23年度～令和3年度）の総括

1 第2期計画の概要

(1)計画期間

平成23年度から令和3年度まで

(2)施策目標

「市民自らが、生涯にわたって、スポーツや運動を行い、健康で活力に満ちた社会の実現をめざす。」

(3)数値目標

成人の各世代が週1回以上スポーツや運動をする実施率を50%以上

(4)基本方針

基本方針	振興施策
「まちづくり・健康づくり」 地域における生涯スポーツ充実	① 総合型地域スポーツクラブの設立・育成
	② 健康づくりと仲間づくりの充実
「ひとづくり」 子どものスポーツ活動の充実	① 学校における体育学習の充実
	② 運動部活動の活性化
	③ 子どものスポーツ活動の充実
「環境づくり」 スポーツを支援する環境の整備と充実	① スポーツ施設の整備・充実
	② 的確なスポーツ情報の提供
	③ 指導者の養成・確保
	④ 競技力向上システムの構築

2 第2期計画の主な取り組み

(1)目標の達成状況

成人の各世代の週1回以上のスポーツの実施率【目標：50%以上】

	全体	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
平成20年	49%	30%	33%	41%	53%	62%	67%	—
令和2年	60%	58%	53%	49%	48%	65%	76%	48%

出典:守山市すこやかまちづくり行動戦略に関する市民アンケート調査報告書

(2)基本方針の主な取り組み

「まちづくり・健康づくり」

①総合型地域スポーツクラブの設立・育成

・平成24年8月全7学区設置完了

②健康づくりと仲間づくりの充実

・各学区にグラウンドゴルフ場設置(えんまどう公園、立入河川公園、市民運動

公園、老人憩いの家交流広場、川田河川公園、野洲川改修記念公園、地球市民の森、もりやまエコ・パーク（現在整備中）

- ・平成 27 年 4 月にユニバーサルスポーツの普及を目的とする「守山市障害者スポーツ協会(ユニスポもりやま)」設立
- ・平成 30 年度より開始した「スポーツフェスティバルもりやま」において各種競技に加え、スポーツ体験ラリーを実施するなどニュースポーツ等の普及を実施

「ひとづくり」

①学校における体育学習の充実

- ・体育の授業に不安や苦手意識をもっている教員の指導力向上を目的に令和 2 年度より小学校教員体育科指導力向上事業を実施

②運動部活動の活性化

- ・必要に応じた外部指導者等の活用について、教育行政大綱に位置づけ
- ・もりやまエコパーク交流拠点施設に温水プールを設置
→明富中学校が本年 4 月に水泳部を創部し、選手強化で実績のある指導者を外部コーチとして迎え、水泳指導を開始

③子どものスポーツ活動の充実

- ・スポーツ少年団の各種大会や学校体育施設の利用料を免除するなどの支援を実施
- ・スポーツ少年団の団員数は滋賀県全体で大きく減少(▲39.5%)しており、本市でも滋賀県全体ほどではないが団員数は減少傾向(▲21.3%)【平成 18 年度・令和 3 年度比較】

「環境づくり」

①スポーツ施設の整備と充実

平成 26 年 3 月 市民球場耐震改修工事完了

平成 29 年 4 月 守山市民運動公園人工芝テニスコートオープン

令和 3 年 4 月 もりやまエコパーク交流拠点施設オープン

②的確なスポーツ情報の提供

- ・広報やホームページ等でスポーツ情報の発信を行っているものの、より一層市民がスポーツ情報に接しやすい環境整備が必要
- ・手軽にスポーツ施設の予約が行えるよう公共施設の予約システムを導入

③指導者の養成・確保

- ・スポーツ協会の指導者育成に対して支援を行っているものの、より一層の指導者の資質・能力の向上に向けた講習会等の検討が必要

④競技力向上システムの構築

- ・スポーツ少年団のなかでも、国民スポーツ大会における本市の開催種目であるソフトボール、バレーボール、サッカー、軟式野球を強化種目に指定し、支援を実施中



市民運動公園テニスコートオープン



もりやまエコパーク交流拠点施設オープン

3 課題

(1) スポーツ実施率の向上

- ・目標の成人の週1回以上のスポーツ実施率は全体で60%であり、各年代でも概ね50%以上となっているものの、40代、50代、80代が達成できていないため、当該年齢層のスポーツの実施率を高める必要があります。
- ・市民アンケート調査では、1年間ほとんどスポーツや運動を行っていないと回答した方が約1/4(23.5%)おられ、日常生活においてスポーツを通じた健康づくりをサポートする施策が必要です。

(2) スポーツ環境の充実

- ・国スポ大会種目やもりやまエコパークの施設整備が進むことから、社会体育施設等を身近に感じて気軽に運動できる環境を整え、「遊び」や「スポーツ」の実施を高める必要があります。
- ・総合型地域スポーツクラブは全学区に設置したものの、「クラブ運営を担う人材」や「財源」「指導者」などの確保が必要です。

(3) ウィズコロナ、アフターコロナ社会でのスポーツ推進

- ・令和7年に国スポ・障スポ大会が予定されているなか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、様々なスポーツイベントが中止になっており、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えたスポーツイベントのあり方を検討する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが（誰とでも）、どこでも、いつまでも、安心して運動やスポーツに親しむことができる「健康元気なまち」をめざします。

「誰もが」「どこでも」「いつまでも」 レッツスポーツ！
～『健康元気なまち』をめざして～

2 基本目標

本計画では、基本理念を実現するため、次の基本目標を定め取り組みます。

成人各世代の週1回以上のスポーツや運動の実施率 65%以上

3 基本方針

柱に方針を具体的に明示し、市民がより分かりやすい計画とします。

柱1 ライフステージに応じたスポーツの推進

年齢や障害の有無、ライフスタイルに関わらず、誰もが誰とでも気軽に運動やスポーツに取り組み、体力の向上や健康増進を図ります。

柱2 スポーツができる場の確保

もりやまエコパーク・立入公園の整備や既存施設の利活用、また、子ども達の遊び場の確保、自宅での運動等どこでもスポーツや運動ができる取り組みを推進します。

柱3 スポーツを推進する人材の育成

指導者やスポーツを「ささえる」人材の育成を図り、国スポ・障スポ大会の種目を中心に本市の象徴となるアスリートを育成し、スポーツ活動の活性化につなげます。

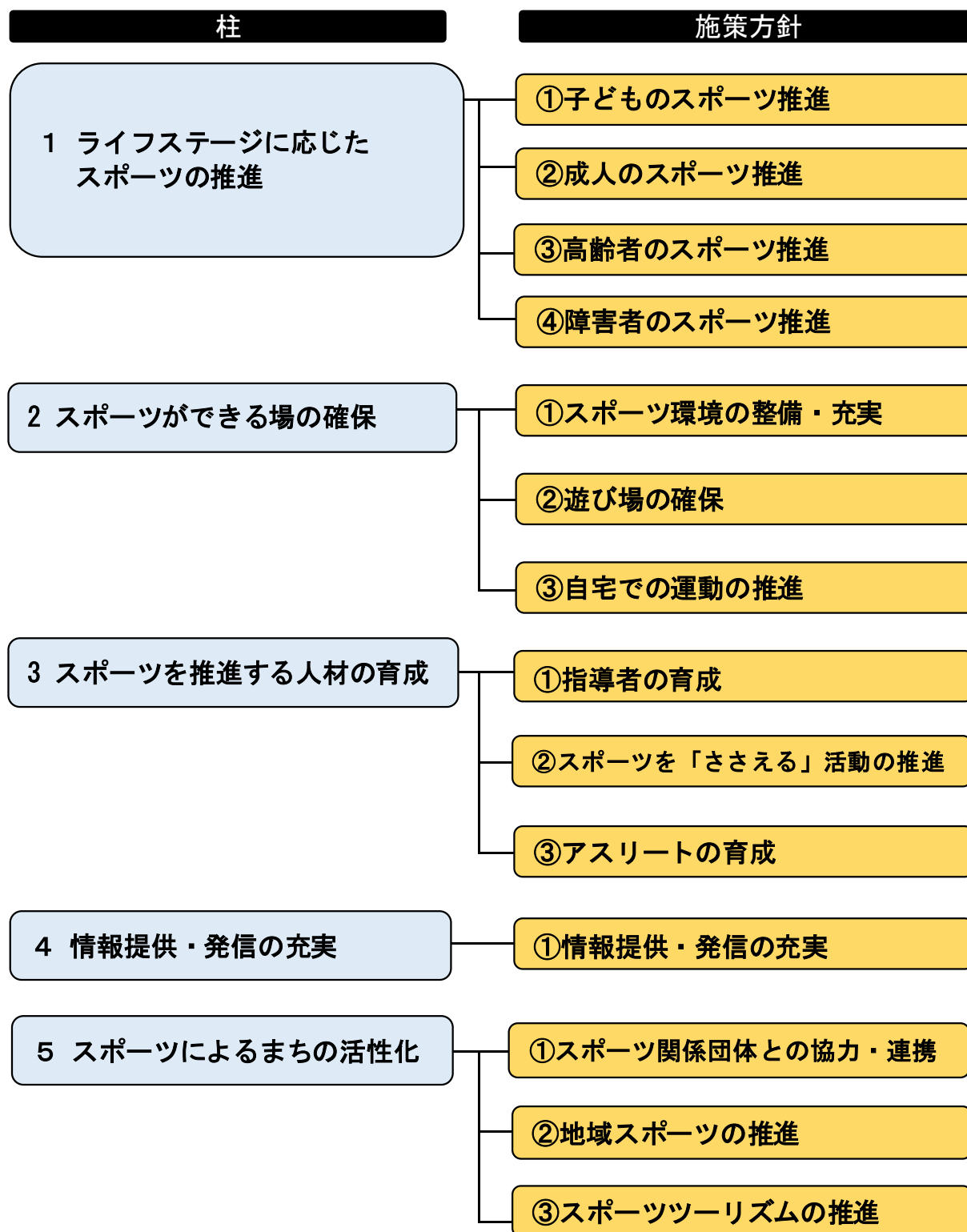
柱4 情報提供・発信の充実

広報、HP、SNS等を活用して情報提供を図るとともに、市HPの充実や市内出身のアスリートとの連携を図り、市民のスポーツへの関心を高めます。

柱5 スポーツによるまちの活性化

スポーツ関係団体や大学等との連携、地域スポーツの推進、スポーツと観光の連携を図り、いつまでもスポーツができる取り組みやまちの活性化を推進します。

4 基本方針体系



第4章 計画推進のための取組

柱1 ライフステージに応じたスポーツの推進

1-1 子どものスポーツ推進

子どもの頃に、体を動かす楽しさや喜びを感じることで、大人になってもスポーツに親しむ習慣づくりが必要です。

遊びによる幼児期からの運動習慣づくりや、スポーツをする多様な機会を提供し、さらには、学校における体育の授業や部活動などの充実を図り、体力の向上や子ども達が継続してスポーツに親しめる環境づくりに取り組みます。

【取組内容】

- 外遊びの推進
- キッズスクールの充実
- トップアスリートやパラアスリートとの交流
- スポーツ少年団の活動支援
- 親子で参加できるスポーツイベントの開催
- 元教員による体育科授業力向上事業の実施
- 外部指導者の活用による運動部活動の活性化



指定管理者によるキッズスクール



元Ｊリーガー村田和哉選手による
ストリートサッカー

1－2 成人のスポーツ推進

仕事・家事・子育て・介護などで忙しく、時間を確保しづらい世代への生活習慣病予防や健康増進を含めたスポーツの普及が必要です。

親子で参加できるスポーツイベントの開催や、通勤途中や家事などの合間を利用し、日常において気軽にできる運動の推進を図ります。

また、自分の体と向き合い、生活習慣を見直すことが運動するきっかけとなることから、健康チェックによるスポーツへの関心を高める取り組みを推進します。

【取組内容】

- 親子で参加できるスポーツイベントの開催
- 健康体操や簡単なトレーニングの紹介
- 日常における自転車利用の提案
- 市内ウォーキングコースの紹介
- 健康増進アプリ「BIWA-TEKU」の活用
- 健康診断の促進
- 体力測定の実施



野洲川健康ファミリーマラソン大会



ココカラフェスでの体力測定

BIWA-TEKU

市が実施するモバイルスタンプラリーや、歩いた歩数でマイルストーンを獲得できるバーチャルウォーキングラリーへの参加、各種健診の受診や目標を達成することなどで、健康ポイントをためることができるスマートフォンのアプリケーションです。ためたポイントは市町が提供する賞品への応募に使えます。

1-3 高齢者のスポーツ推進

高齢社会が進行し、医療費や介護費の増大、高齢者の社会的孤立などが大きな社会問題となっています。

スポーツは健康増進だけでなく生きがいづくり、仲間づくりなどの効用もあることから、スポーツを通じて高齢者が「いつまでも」いきいきと元気に暮らしていける取り組みを進めます。

【取組内容】

- 守山百歳体操や守山健康のび体操などの紹介
- 市内ウォーキングコースの紹介
- 高齢者も気軽に参加できるスポーツイベントの充実
- 高齢者スポーツ大会の開催支援
- グラウンドゴルフや還暦野球などのシニアスポーツの推進



市民歩こう会



守山TCマスターズVS市内中学生

グラウンドゴルフ

本市の競技人口は、1,000人以上(協会員は約500人)で、1学区に1箇所グラウンドゴルフ場が整備され、仲間づくりや健康づくりの場として、市内各所でグラウンドゴルフが盛んに行われています。

守山TCマスターズ

還暦野球の全国大会である「おじいちゃんの甲子園大会マスターズ OVER60」に滋賀県地区の代表として出場し、令和2年に見事優勝されました。市内の中学生と交流試合を実施されるなど、「いつまでも」、「健康元気なまち」の象徴として活躍されています。

1-4 障害者のスポーツ推進

障害のある人の積極的な社会参加を支援するため、スポーツ・レクリエーション等の活動への参加を推進します。

また、ゴールボールやボッチャなどのパラスポーツは障害の有無に関わりなく、「誰もが誰とでも」楽しめるスポーツであり、障害者と健常者が交流を深めるため、守山市障害者スポーツ協会等と連携し、市内小学校でパラスポーツの普及啓発に取り組めます。

【取組内容】

- 障害者も気軽に参加できるイベントの充実
- 体育施設の利用支援
- パラスポーツ大会の開催支援
- 小学校でのパラスポーツの体験会の実施



ゴールボール体験



ホストタウン事業における
市内中学生とのオンライン交流

ホストタウン事業

本市は、東京 2020 パラリンピックのトルコ共和国のホストタウンとして、「ゴールボール」と「視覚障害者柔道」の事前合宿の受入れを行いました。

交流推進事業として、市内小中学校トルコ交流推進プロジェクトやパラスポーツイベントを事前に実施しました。

柱2 スポーツができる場の確保

2-1 スポーツ環境の整備・充実

公共施設予約システムの導入により利用者が手軽に施設予約が可能となったことや、今後、もりやまエコパーク内の環境学習都市宣言記念公園等のスポーツ施設の整備が進むことから、スポーツ施設のより一層の利活用を推進します。また、市民がより身近でスポーツに取り組めるよう、企業等の所有する体育施設の活用を検討します。

【取組内容】

- 公共予約システムの導入
- 環境学習都市宣言記念公園、立入公園の施設整備
- 学校体育施設の開放
- 民間体育施設の活用に向けた連携の検討



もりやまエコパーク完成予想図

環境学習都市宣言記念公園の整備について

【令和3年度完成予定】

遊びの広場、グラウンドゴルフ場

【令和4年度以降】

多目的グラウンド、サッカーコート、陸上トラック、バスケットボールコート、スケートボード場

2-2 遊び場の確保

空き地の減少や厳格なルールのある公園が増えたことにより子ども達の遊び場が減っていることから、市民運動公園スポーツ広場の空き日程を開放することや、地域の方々の見守りのもと、身近な公園や学校などでボール遊びができるよう取り組みます。

また、琵琶湖や市内の豊かな水環境を生かした川遊びやみさき自然公園でのキャンプ等を推進し、屋外が「どこでも」遊び場となるよう、取り組みます。

【取組内容】

- 市民運動公園スポーツ広場の開放
- ボール遊び公園マップの作成
- 学校グラウンドの利活用検討
- 自然体験などの環境学習の推進



市民運動公園スポーツ広場での外遊び



新守山川での川遊び体験

2-3 自宅での運動の推進

運動習慣の定着化やコロナ禍の外出自粛による運動不足の解消に向けて、自宅でできる簡単な運動を市のホームページをはじめ、あらゆる媒体を活用し紹介します。

また、新たにスポーツを始めようと一念発起しなくても、日課のラジオ体操や、ストレッチ、家事やガーデニングなど、日常行っている身体活動をなんでも、「スポーツ」と意識して取り組んでもらえるよう、「宅トレ」を推進します。

【取組内容】

- 健康体操や簡単なトレーニングの紹介
- ラジオ体操やストレッチの促進
- 生活の中での運動習慣の意識づけ



ラジオ体操キャラクター

ラタ坊



滋賀県作成のポスター

柱3 スポーツを推進する人材の育成

3-1 指導者の育成

スポーツ推進委員をはじめ、スポーツ少年団、スポーツ協会加盟団体等において多くの指導者が活躍されています。スポーツ指導は、運動技術指導のみならず、食育による身体づくりや近年ではクリーンでフェアなスポーツ（スポーツインテグリティ）指導など様々な観点が求められています。そうしたことから、スポーツ指導者の果たす役割はますます重要となっており、スポーツ指導者等に向けた研修会の開催、トップアスリートやパラアスリートによる講演会等の機会を設け、より高い資質をもった指導者育成と地域におけるスポーツ活動の推進に取り組めます。

【取組内容】

- 指導者研修会の実施
- トップアスリートやパラアスリートとの交流



運動指導者研修会

スポーツインテグリティ

「インテグリティ」とは、高潔さ・品位・完全な状態を意味することば。スポーツにおける「インテグリティ」とは、「スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態」を指す。脅威の例として、ドーピング、八百長、違法賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、差別、スポーツ団体のガバナンス欠如等があります。

3-2 スポーツを「ささえる」活動の推進

スポーツを支える上で、最も重要となるのがマンパワーであり、スポーツ推進委員の人材確保を行うとともに、各種イベント等において、県内外の大学生などがボランティア体験をする機会を設け、令和7年開催の国スポ・障スポ大会に向け、ボランティアの確保に努めます。

【取組内容】

- スポーツ推進委員の確保
- スポーツボランティアの確保
- 県内外の大学生等による「ささえる」活動の推進



スポーツ推進委員いきいき研修会



聖火リレーボランティアによる沿道警備

国スポ・障スポ大会ボランティア

令和7年に開催される国スポ・障スポ大会では、受付や会場美化、式典運営補助など、大会運営を支える多くのボランティアが必要となります。

例えば、守山市で開催するサッカー競技（少年男子）では先催市（平成30年開催福井国体坂井市）を参考に推計すると5日間で約800名のボランティアが必要です。

3-3 アスリートの育成

本市ゆかりのアスリートが全国や世界を舞台に活躍することは、市民に夢と希望を与え、市民がスポーツをするきっかけにつながります。そのことから、従来にも増して、スポーツ協会やスポーツ少年団等と連携し、選手強化に取り組めます。特に、令和7年開催の国スポ・障スポ大会を見据え、本市で行われる種目で多くの競技者が活躍できるよう、子ども達を対象とした選手育成に取り組めます。

【取組内容】

- トップアスリートやパラアスリートによるスポーツ体験教室（国スポ・障スポ大会開催種目）の実施
- 市ゆかりのアスリートとの交流
- スポーツ顕彰の実施や激励金の交付



元バレーボール女子日本代表

迫田さおり氏 講演



東京 2020 パラリンピック水泳競技出場

井上舞美選手(左)、南井瑛翔選手(右)

国スポ・障スポ大会

令和7年に国スポ・障スポ大会が、昭和56年のびわこ国体以来、44年ぶりに滋賀県で開催されます。本市は国スポ大会でサッカー(少年男子)、バレーボール(少年女子)、ソフトボール(少年女子)、軟式野球(成年男子)、エアロビック(全種別)を、障スポ大会でサッカー(知)、ゴールボール(オープン競技)を実施します。大会を通じて、本市の地域資源を発信するとともに、市民との交流を通じて、スポーツに対する市民の意識の向上につなげます。

柱4 情報提供・発信の充実

4-1 情報提供・発信の充実

スポーツの実施率を高めるためには、情報を的確に発信し、普段スポーツを実施していない人達に情報を届けることによる「きっかけづくり」が大切です。

市民がスポーツ情報を簡単に得ることができるよう、現在は各スポーツ団体がそれぞれに発信している情報を市のホームページで一元的に発信する仕組みの構築を検討するとともに、SNS・広報・ポスター等様々な媒体を活用することにより多様な世代へ情報発信を行います。

また、本計画の進捗状況を毎年度検証し、公表することとします。

【取組内容】

- 市ホームページでの市内スポーツイベントの情報発信
- SNSによる情報発信
- 市ゆかりのアスリートの紹介



柱5 スポーツによるまちの活性化

5-1 スポーツ関係団体との協力・連携

スポーツ関係団体や大学と連携し、市民がスポーツを「みる」「する」機会をつくり、市民のスポーツへの興味や関心を高める取り組みを進めます。

ウィズコロナ・アフターコロナ社会において、市民が安心してスポーツ活動に取り組めるよう各種ガイドラインを遵守し、徹底した感染防止対策を講じるなか、スポーツイベントや、各種大会を開催します。

【取組内容】

- プロスポーツ等の観戦機会の拡充
- スポーツ関係団体や大学と連携したスポーツイベントの実施
- 県内の大学や民間企業など連携機関の拡充検討



日体大によるサッカー教室



日体大による市民向け体力測定指導

日本体育大学との連携事業

平成27年10月「体育およびスポーツ振興ならびに健康づくりに関する協定書」を締結し、大学生や講師によるスポーツ教室、指導者講習会、健康に関する講座の開催や大学キャンパスへの市内小学生の受け入れなどを実施しています。

５－２ 地域スポーツの推進

地域でのつながりの希薄化が進行しているなか、スポーツは地域コミュニティの形成に大きな役割を果たします。地域住民が身近なところで気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブや自治会でのスポーツ活動は、住民同士の交流になり、地域の一体感を生み、まちの活性化へもつながります。地域のスポーツを支える幅広い活動が継続的に運営されるよう調査研究を進め、その活動を支援します。

【取組内容】

- 総合型地域スポーツクラブへの活動支援
- 自治会でのスポーツ活動の推進
- 地域スポーツ活動の情報発信



スローイングビンゴの体験会
(総合型地域スポーツクラブ)



地域のグラウンドゴルフ大会
(自治会)

総合型地域スポーツクラブ

身近な地域で住民同士が気軽にスポーツに親しむことができるよう、誰でも気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブが本市では1学区に1クラブが設立されています。

5-3 スポーツツーリズムの推進

スポーツ団体や大学と連携し、令和7年の国スポ・障スポ大会などの開催や今後、スポーツ合宿の受け入れの検討を行い、本市の魅力発信や市民交流、地域経済の活性化を図る「スポーツツーリズム」を推進します。

【取組内容】

- 大規模スポーツ大会の誘致・開催支援
- スポーツ合宿の受け入れ検討



びわこオープン全国ジュニアソフトボール大会



トライアスロン大会

スポーツツーリズム

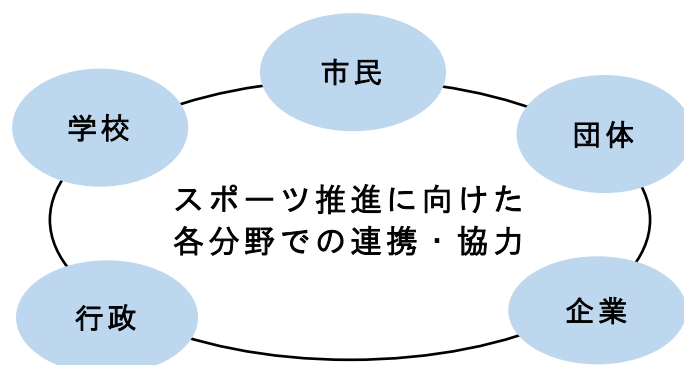
スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを目的に地域を訪れ、その際に周辺の観光を楽しむことで地域を活性化させる取り組みです。スポーツ合宿や大規模スポーツ大会等の開催は、観光の魅力を発信し、スポーツツーリズムの発展に有効であると考えられています。

第5章 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

計画の推進にあたって、市、スポーツ関係団体などが、主体的にスポーツ活動を推進するとともに、互いに連携・協力を図ります。

また、第4章に掲げる取り組みは、ふるさと納税やスポーツ振興基金も活用するなか本計画を推進します。併せて、ふるさと納税などの活用事例について、周知を行います。



【関係団体の主な役割】

関係団体	内 容
市(行政)	各団体や関係機関と連携・協力し、スポーツ施策の総合的な取り組みの推進などを担う。
スポーツ協会	競技力の向上(全国大会の出場や県民体育大会上位)、各種スポーツ団体の組織の充実、市民スポーツの振興などを担う。
障害者スポーツ協会	障害者スポーツに関する相談や指導、体験会による普及啓発などを担う。
スポーツ少年団	青少年の心と体の育成、地域づくりへの貢献などを担う。
総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者(多世代)、様々なスポーツ(多種目)レベルに合わせて(多志向)の地域スポーツなどを担う。
自治会	子どもから高齢者まで地域での交流を通じた仲間づくり、健康づくりなどを担う。
日本体育大学	大学が有する専門的知識や人材の派遣、市民との交流などを担う。
健康推進員	地域における健康づくりのリーダーとして、正しい知識と技術をもって、地域の健康づくりの推進などを担う。
スポーツ推進委員	地域スポーツの実技指導や市と連絡調整を図り、事業の運営などを担う。
指定管理者	自主事業により市民が運動をするきっかけづくりなどを担う。

守山市スポーツ推進計画策定協議会設置要綱

令和3年6月9日
守山市告示第311号

(趣旨)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項の規定に基づき、守山市スポーツ推進計画(以下「計画」という。)を策定し、計画を円滑に推進するため、守山市スポーツ推進計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、委員18人以内で組織し、委員は、市長が次の各号に掲げる者のうちから委嘱し、または任命するものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 守山市教育委員会
- (3) スポーツ関係団体
- (4) 守山市スポーツ推進委員
- (5) 自治会関係者
- (6) 守山市健康推進員
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第4条 協議会には、会長および副会長を各々1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、議決は、出席委員の過半数の同意を必要とする。この場合において、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 会長が必要であると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償)

第6条 協議会の委員および会長の求めに応じて会議に出席した者に対して、予算の範囲内で報償を支払うものとする。ただし、公務で会議に出席した公務員には報償は支払わない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、総合政策部スポーツ振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この告示は、令和3年6月9日から施行する。

守山市スポーツ推進計画策定協議会委員名簿

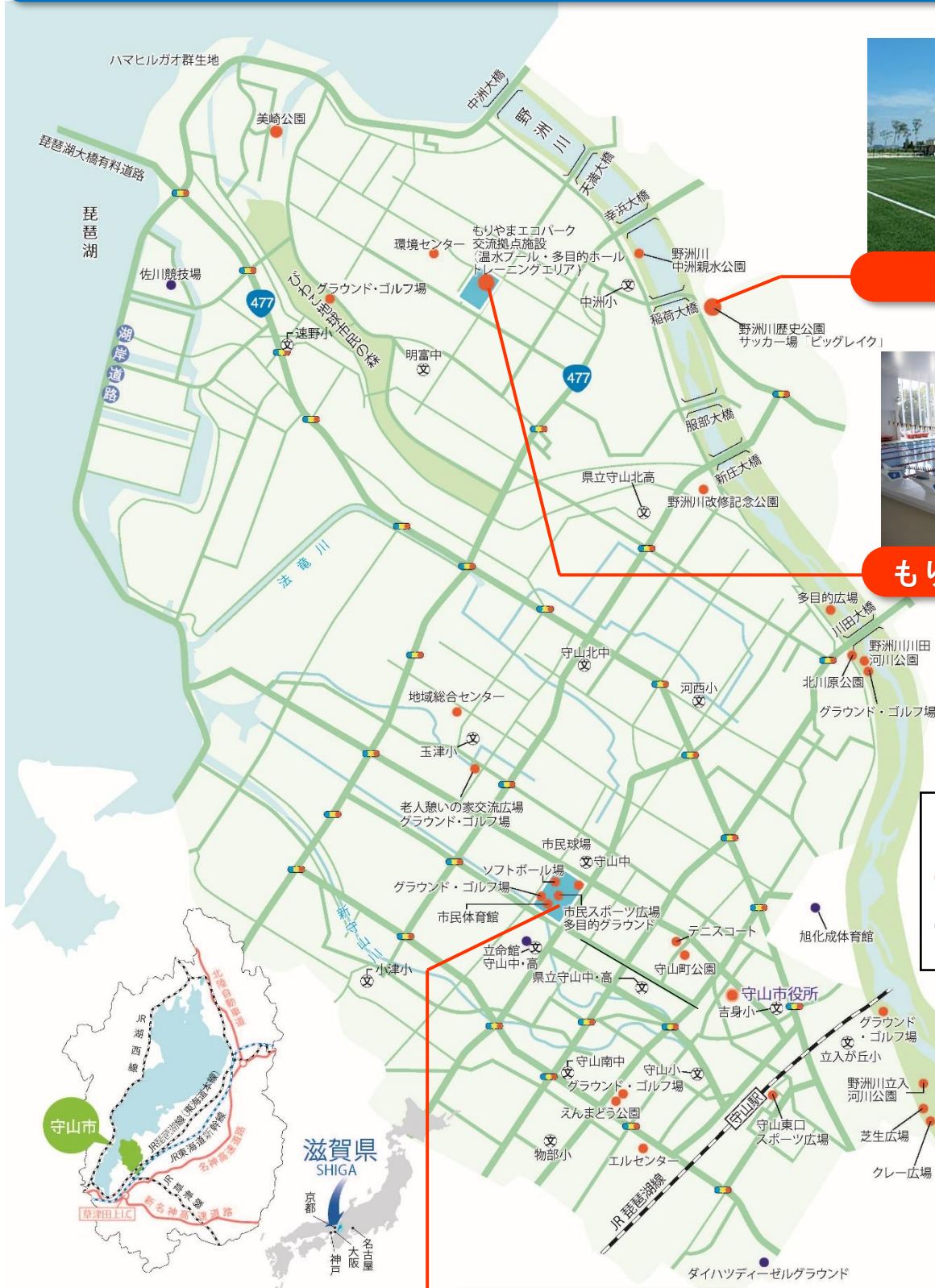
NO	役職	所属	役職	氏 名
1	会長	立命館大学スポーツ健康科学部	教授	大友 智
2		滋賀大学教育学部	教授	大平 雅子
3		日本体育大学スポーツマネジメント学部	教授	依田 充代
4	副会長	守山市教育委員会	教育長	向坂 正佳
5		守山市スポーツ協会	会長	森 貴尉
6		守山市スポーツ少年団	本部長	柴田 文雄
7		総合型地域スポーツクラブ小津クラブ	会長	武藤 幸弘
8		公益財団法人守山市文化体育振興事業団 守山市民運動公園	所長	福井 康裕
9		株式会社東京アスレティッククラブ	部長	下宇宿 勲
10		守山市障害者スポーツ協会	会長	西村 秀樹
11		守山市スポーツ推進委員会	委員長	西村 金治
12		守山市自治連合会 吉身学区 立入自治会	監事 学区長 自治会長	山崎 清
13		守山市健康推進員連絡協議会	会長	今井 美恵子
14		株式会社人生最幸	代表取締役	村田 和哉

守山市スポーツの沿革

年号	西暦	沿革
昭和 37	1962	守山町体育協会発足
昭和 38	1963	守山町スポーツ少年団発足
昭和 49	1974	第 1 回市民歩こう会
昭和 50	1975	第 1 回市民スポーツカーニバル開催 市民運動公園市民スポーツ広場完成
昭和 51	1976	農業者トレーニングセンター完成 保健体育課を新設(社会教育課より分離)
昭和 52	1977	国体・高校総体守山準備委員会発足 守山市民体育館完成
昭和 54	1979	びわこ国体市民運動実践協議会結成大会開催 54 全国高校バレーボール競技開幕 市民運動公園グラウンド・ゴルフ場完成
昭和 55	1980	守山市民球場完成 守山駅前東口スポーツ広場完成
昭和 56	1981	第 36 回国民体育大会開催(守山市はバレーボール、軟式野球(少年男子)会場)
昭和 57	1982	保健体育課を教育委員会事務局に移転
昭和 59	1984	第 1 回野洲川健康ファミリーマラソン大会が行われる。
昭和 61	1986	市民プール完成 市民運動公園ソフトボール場完成 財団法人守山市文化体育振興事業団設立
平成 2	1990	保健体育課を社会体育係、学校保健給食係とする。
平成 11	1999	守山町公園に人工芝テニスコート(2 面)完成
平成 12	2000	保健体育課を改組し、スポーツ振興課を新設するとともに、事務室を市民体育管内に設置。学校保健・体育・給食業務を学校教育課へ移管する。 野洲川立入河川公園多目的広場の完成
平成 16	2004	守山市スポーツ振興計画(第 1 期)を策定
平成 17	2005	野洲川歴史公園サッカー場「ビッグレイク」がオープン
平成 18	2006	スポーツ振興課の場所を市民体育館から市役所東棟へ変更する。
平成 19	2007	ハヤノクラブ(総合型地域スポーツクラブ)設立 吉身立入が丘スポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)設立 スポーツ振興課内に全国スポーツ・レクリエーション祭準備室を設置する。 日本スポーツマスターズ 2007 びわこ大会 市民体育館リニューアルオープン
平成 20	2008	小津クラブ(総合型地域スポーツクラブ)設立 第 21 回全国スポレク祭が開催される。 市民体育館がプロバスケットボールbjリーグ「滋賀レイクスターズ」のホームアリーナとなる。
平成 21	2009	全国スポーツ・レクリエーション祭準備室を廃止する。
平成 22	2010	タマツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)設立

平成 23	2011	市民体育館多目的アリーナオープン 中洲わいわいクラブ(総合型地域スポーツクラブ)設立 河西スポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)設立 第2期守山市スポーツ振興計画を策定
平成 24	2012	スポーツ振興課を廃止し、文化振興およびスポーツ振興にかかるソフト事業を推進するため、文化・スポーツ課を設置する。 守山物部スポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)設立。市内全7学区に総合型スポーツクラブが設立される。
平成 26	2014	市民球場リニューアルオープン 守山市・福生市・登別市の子どもスポーツ交流大会開催 ドリームベースボールの開催(村田兆治氏、金田正一氏ら)
平成 27	2015	全国高等学校総合体育大会ソフトボール競技(男・女)の開催 プロ野球ウエスタンリーグ公式戦開催(阪神タイガース対福岡ソフトバンクホークス) 日本体育大学との協定書締結(スポーツ振興についての協定書)
平成 28	2016	東京五輪・パラリンピックのホストタウンに県と共同で登録(相手国:トルコ) 日本体育大学との連携事業(親子体操教室・バレーボール教室、体力測定会) 市民球場がプロ野球独立リーグBCリーグ「滋賀ユナイテッドBC」のホーム球場となる。
平成 29	2017	市民運動公園に人工芝テニスコート(8面)の整備 日本体育大学との連携事業(ソフトボール教室、組体操講習会、公開講座)
平成 30	2018	ホストタウン事業に伴うトルコ視覚障害者スポーツ連盟および滋賀県との覚書の締結 トルコ共和国ゴールボールチームおよび視覚障害者柔道代表の合宿受入(小津小学校5年生、中洲小学校6年生、守山中学校1年生との交流会実施) 45都市連絡協議会(守山市・福生市・登別市)小学生スポーツ研修会
平成 31 令和 1	2019	東京五輪、WMG、国民スポーツ大会の推進を市長部局(総合政策部国際・国民スポーツ大会準備室)に移管(教育委員会併任)
令和 2	2020	東京 2020 オリンピック・パラリンピックが新型コロナウイルス感染拡大の影響により1年延期が決定 ワールドマスタースゲームズ 2021 関西が新型コロナウイルス感染拡大の影響により1年延期が決定
令和 3	2021	東京五輪、国民スポーツ大会等を契機としたスポーツ振興について、市を挙げて総合的かつ計画的に展開していくため、スポーツ推進施策を市長部局(総合政策部スポーツ振興課)に移管(教育委員会併任) もりやまエコパーク交流拠点施設オープン 聖火リレー(琵琶湖大橋米プラザ～サイクリストの聖地碑)実施 東京 2020 パラリンピックのトルコ代表のゴールボール、視覚障害者柔道の事前合宿受入れ実施。女子ゴールボールチームは金メダルを獲得 東京 2020 パラリンピックの競泳競技に本市出身の井上舞美選手、南井瑛翔選手が出場 ワールドマスタースゲームズ 2021 関西が新型コロナウイルス感染拡大の影響により再延期が決定

守山市 スポーツ施設マップ



ビッグレイク



もりやまエコパーク

凡例

- 公のスポーツ施設
- 民間のスポーツ施設

守山市民運動公園

